

## 「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）ほか 1 件の一部改正(案)（定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い）等に対する意見公募手続の実施について

国税庁では、「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）及び「連結納税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正並びに保険商品の類型ごとに保険料の損金算入の取扱いを定めている法令解釈通達（個別通達）の廃止について、別添のとおり予定しています。

これらの改正等につき御意見等（日本語に限ります。）がありましたら、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、FAX 又は郵便等により下記までお寄せください。

御意見等には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。寄せられた御意見につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表させていただく場合があります。

なお、電話では御意見をお受けできませんのであらかじめ御了承願います。

また、御意見等に対しましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

### 【募集期間】

平成 31 年 4 月 11 日(木)から平成 31 年 5 月 10 日(金)まで（必着）

### 【御意見の提出先】

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

- FAX の場合

FAX 番号：03 - 3581 - 4706

国税庁 課税部 審理室 審理第 2 係宛

（FAX の件名に「『法人税基本通達』一部改正(案)等に対する意見」と記載願います。）

- 郵便等による場合

〒100 - 8978 千代田区霞ヶ関 3 - 1 - 1

国税庁 課税部 審理室 審理第 2 係宛

（封筒等の表面に「『法人税基本通達』一部改正(案)等に対する意見」と記載願います。）

## 「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）ほか 1 件の一部改正等（案）の概要

## 1 改正等の背景

## （定期保険に係る保険料の税務上の取扱い）

法人税法上、当該事業年度の損金の額に算入される費用の額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとされています（法 22③、④）。企業会計原則では、前払費用については、当期の損益計算から除去し、資産の部に計上しなければならないとされており（企業会計原則第二損益計算書原則一、原則第三貸借対照表原則四、財務諸表等規則 16、31 の 2）、このような会計処理は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するものと認められますので、法人税法上、前払部分の保険料は資産計上するのが原則となります。

保険期間が複数年となる定期保険の支払保険料は、加齢に伴う支払保険料の上昇を抑える観点から平準化されているため、保険期間前半における支払保険料の中には、保険期間後半における保険料に充当される部分、すなわち前払部分の保険料が含まれています。しかし、その平準化された定期保険の保険料は、いわゆる掛捨ての危険保険料及び付加保険料のみで構成されており、これらを期間の経過に応じて損金の額に算入したとしても、一般に、課税所得の適正な期間計算を大きく損なうこともないと考えられることから、法人税基本通達 9-3-5 において、その保険料の額は期間の経過に応じて損金の額に算入することと取り扱っています。

しかし、特に保険期間が長期にわたる定期保険や保険期間中に保険金額が逦増する定期保険は、その保険期間の前半において支払う保険料の中に相当多額の前払部分の保険料が含まれており、中途解約をした場合にはその前払部分の保険料の多くが返戻されるため、このような保険についても上記の法人税基本通達 9-3-5 の取扱いをそのまま適用すると課税所得の適正な期間計算を損なうこととなります。したがって、このような保険については、上記の原則的な考え方に則った取扱いとすることが適当であるため、平成 20 年 2 月 28 日付課法 2-3 「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」（個別通達）により、その支払保険料の損金算入時期等に関する取扱いの適正化を図ってきました。

## （いわゆる第三分野保険に係る保険料の税務上の取扱い）

また、いわゆる第三分野保険についても上記と同様の考え方の下、昭和 54 年 6 月 8 日付直審 4-18 「法人契約の新成人病保険の保険料の取扱いについて」、平成元年 12 月 16 日付直審 4-52、直審 3-77 「法人又は個人事業者が支払う介護費用保険の保険料の取扱いについて」、平成 13 年 8 月 10 日付課審 4-100 「法人契約の『がん保険（終身保障タイプ）・医療保険（終身保障タイプ）』の保険料の取扱いについて（法令解釈通達）」及び平成 24 年 4 月 27 日付課法 2-5、課審 5-6 「法人が支払う

『がん保険』（終身保障タイプ）の保険料の取扱いについて（法令解釈通達）」により、それぞれの個別通達に定める保険について、支払保険料の損金算入時期等に関する取扱いを明らかにしてきました。

（取扱いの見直しの必要性）

しかしながら、これらの個別通達の発遣後相当年月を経過し、①保険会社各社の商品設計の多様化や長寿命化等により、それぞれの保険の保険料に含まれる前払部分の保険料の割合にも変化が見られること、②類似する商品であっても個別通達に該当するか否かで取扱いに差異が生じていること、③前払部分の保険料の割合が高い同一の商品であっても加入年齢や保険期間の長短により取扱いが異なること、④第三分野保険のうち個別通達に定めるもの以外はその取扱いが明らかではなかったことから、各保険商品の実態を確認して、その実態に応じた取扱いとなるよう資産計上ルールの見直しを行うとともに、類似する商品や第三分野保険の取扱いに差異が生じることのないよう定期保険及び第三分野保険の保険料に関する取扱いを統一することとします。

## 2 改正案等の概要

### (1) 定期保険及び第三分野保険の保険料に関する原則的な取扱い

第三分野保険の保険料は危険保険料及び付加保険料のみで構成されており、その保険料の構成は定期保険と同様と認められることから、従来の定期保険の取扱いに第三分野保険の取扱いを加え、これらの保険料に含まれる前払部分の保険料が相当多額と認められる場合を除いて、期間の経過に応じて損金の額に算入することとします（法人税基本通達 9-3-5）。

（注） 連結納税基本通達 8-3-5 においても同様の取扱いが定められているため、上記と同様の改正を行います。

### (2) 定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含みます。）を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険で最高解約返戻率が50%を超えるものに参加して、その保険料を支払った場合には、課税所得の期間計算を適正なものとするため、その支払った保険料の額については、最高解約返戻率に応じ、それぞれ次のイからハまでにより取り扱うこととします（法人税基本通達 9-3-5 の 2）。

#### イ 最高解約返戻率が50%超 70%以下となる場合

保険期間の開始から保険期間の100分の40に相当する期間（資産計上期間）においては、支払った保険料の額のうち、その金額に100分の40を乗じた金額は資産に計上し、残額は損金の額に算入します。また、資産計上期間経過後は、支払った保険料を保険期間の経過に応じて損金の額に算入するとともに、資産に計上した金額については、保険期間の100分の75に相当する期間経過後から保険期間終了までにおいて均等に取り崩し、保険期間の経過に応じて損金の額に算入します。

（注） 被保険者一人当たりの年換算保険料相当額（保険期間中における支払保険料の総額を保険期間の年数で除して計算した金額をいいます。）が20万円以下のものについては対象としない（上記(1)の取扱いによる）こととします。

ロ 最高解約返戻率が 70%超 85%以下となる場合

保険期間の開始から保険期間の 100 分の 40 に相当する期間（資産計上期間）においては、支払った保険料の額のうち、その金額に 100 分の 60 を乗じた金額は資産に計上し、残額は損金の額に算入します。また、資産計上期間経過後は、支払った保険料を保険期間の経過に応じて損金の額に算入するとともに、資産に計上した金額については、保険期間の 100 分の 75 に相当する期間経過後から保険期間終了までにおいて均等に取り崩し、保険期間の経過に応じて損金の額に算入します。

ハ 最高解約返戻率が 85%超となる場合

保険期間の開始から、最高解約返戻率となる期間（当該期間経過後の各期間において、その期間における解約返戻金相当額からその直前の期間における解約返戻金相当額を控除した金額を年換算保険料相当額で除した割合が 100 分の 70 を超える期間がある場合には、その超えることとなる最も遅い期間）の終了まで（資産計上期間（※））においては、支払った保険料の額のうち、その金額に最高解約返戻率の 100 分の 70（保険期間開始から 10 年を経過するまでは、100 分の 90）を乗じた金額は資産に計上し、残額は損金の額に算入します。また、資産計上期間経過後は、支払った保険料を保険期間の経過に応じて損金の額に算入するとともに、資産に計上した額については、解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間経過後から保険期間終了までにおいて均等に取り崩し、保険期間の経過に応じて損金の額に算入します。

（※） 資産計上期間が 5 年未満となる場合には保険期間の開始から 5 年を経過するまでとし、保険期間が 10 年未満である場合には、保険期間の開始から当該保険期間の 100 分の 50 に相当する期間終了までとします。

（注） 連結納税基本通達 8-3-5 の 2 についても同様の取扱いを定めます。

上記の取扱いとした理由及び考え方は次のとおりです。

（最高解約返戻率に基づいて資産計上する理由等）

支払保険料に含まれる前払部分の保険料の額は、保険契約者には通知されず、把握できないことから、その金額を資産計上することは極めて困難となります。そこで、保険契約者が把握可能な指標で、前払部分の保険料の累積額に近似する解約返戻金に着目し、解約返戻率（保険契約時において契約者に示された解約返戻金相当額について、それを受けることとなるまでの間に支払うこととなる保険料の額の合計額で除した割合をいいます。）に基づいて資産計上すべき金額を算定することが、客観的かつ合理的と考えられます。また、毎年の解約返戻率の変動に伴い資産計上割合を変動させることは煩雑であり、その平均値などを求めることも困難であることから、特定可能な最高解約返戻率を用いて資産計上割合を設定するのが計算の簡便性の観点から相当です。

なお、解約返戻金相当額には前払部分の保険料の累計額のほかに運用益が含まれるため、運用益相当額については資産計上額に含まれないよう保険商品の実態を反映した資産計上割合を設定することとします。

（最高解約返戻率の区分に応じた資産計上のルール）

一方で、現行の取扱いは支払保険料の額に一定割合を乗じた金額を一律の期間資産計上するとい

う納税者の事務負担に配慮した簡便的な資産計上ルールとしていることから、取扱いの見直しに当たっては、各保険商品の実態を踏まえつつ、現行の取扱いと整合性のとれた資産計上ルールとすべきと考えられます。

そこで、新たな資産計上ルールでは、最高解約返戻率が85%以下の商品については、各商品の実態に応じて、支払保険料の額に一定割合を乗じた金額を一律の期間資産計上するという現行の取扱いと同様の簡便なルールとします。これとは別に、前払部分の保険料が極めて多額となると認められる最高解約返戻率が85%超の商品については、資産計上額の累積額が前払部分の保険料の累積額に近似するよう、最高解約返戻率に応じてより高い割合で資産計上することとします。

なお、一般に、資産計上期間経過後においても解約返戻金がおおむね最高額となるまでは、支払保険料に含まれる前払部分の保険料は逡減するもののその累積額は増加していくことから、いずれの区分においても一定期間は資産計上額を据え置くこととし、一定期間経過後に均等に取り崩して損金の額に算入することで、保険期間の後半に充当される前払部分の保険料と資産計上額のうち損金の額に算入される金額とが対応するような取扱いとします。

### (3) 個別通達の廃止

上記(1)の法人税基本通達9-3-5の改正等に伴い、定期保険及び第三分野保険に関する取扱いを統一することから、商品類型ごとに取扱いを定めていた個別通達を廃止します。

ただし、廃止する個別通達の適用対象となる保険契約で、平成31年〇月〇日（改正通達の発遣日）前の契約に係る保険料については、なお従前の例によることとします。

### (4) その他

上記(1)の法人税基本通達9-3-5の改正等に伴い、法人税基本通達9-3-4及び9-3-6から9-3-7の2までについて所要の改正を行います。

（注） 連結納税基本通達8-3-4及び8-3-6から8-3-9までについても同様の改正を行います。

## 3 適用時期

改正後の法人税基本通達9-3-4から9-3-7の2までの取扱いは、平成31年〇月〇日（改正通達の発遣日）以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料について適用します。

（注） 改正後の連結納税基本通達8-3-5の2、8-3-4から8-3-9までの取扱いは、平成31年〇月〇日（改正通達の発遣日）以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料について適用します。

## 4 新旧対照表

法人税基本通達9-3-4から9-3-7の2及び連結納税基本通達8-3-4から8-3-9の新旧対照表は別紙のとおりです。

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和 44 年 5 月 1 日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 保険料等

改 正 後	改 正 前
<p>(養老保険に係る保険料)</p> <p>9-3-4 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする養老保険(被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、<u>特約が付されているものを含むが、9-3-6に定める定期付養老保険等</u>を含まない。以下<u>9-3-7の2</u>までにおいて同じ。)に加入してその保険料(令第135条(確定給付企業年金等の掛金等の損金算入)の規定の適用があるものを除く。以下9-3-4において同じ。)を支払った場合には、その支払った保険料の額(<u>特約に係る保険料の額を除く。</u>)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 死亡保険金(被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。以下<u>9-3-4</u>において同じ。)及び生存保険金(被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。以下9-3-4において同じ。)の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時までは資産に計上するものとする。</p> <p>(2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p> <p>(3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額</p>	<p>(養老保険に係る保険料)</p> <p>9-3-4 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする養老保険(被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、<u>傷害特約等の特約が付されているものを含むが、9-3-6に定める定期付養老保険</u>を含まない。以下<u>9-3-7</u>までにおいて同じ。)に加入してその保険料(令第135条(確定給付企業年金等の掛金等の損金算入)の規定の適用があるものを除く。以下9-3-4において同じ。)を支払った場合には、その支払った保険料の額(<u>傷害特約等の特約に係る保険料の額を除く。</u>)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 死亡保険金(被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。以下<u>9-3-5</u>までにおいて同じ。)及び生存保険金(被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。以下9-3-4において同じ。)の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時までは資産に計上するものとする。</p> <p>(2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p> <p>(3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人</p>

改 正 後	改 正 前
<p>は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p> <p><b>（定期保険及び第三分野保険に係る保険料）</b></p> <p>9－3－5 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする定期保険（一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、特約が付されているものを含む。以下9－3－7の2までにおいて同じ。）又は第三分野保険（<u>保険業法第3条第4項第2号（免許）に掲げる保険（これに類するものを含む。）をいい、特約が付されているものを含む。以下9－3－7の2までにおいて同じ。）</u>）に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（<u>特約に係る保険料の額を除く。以下9－3－5の2までにおいて同じ。</u>）については、<u>9－3－5の2（定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い）の適用を受けるものを除き、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</u></p> <p>(1) <u>保険金又は給付金</u>の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。</p> <p>(2) <u>保険金又は給付金</u>の受取人が<u>被保険者又はその遺族</u>である場合 その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p>	<p>である場合 その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p> <p><b>（定期保険に係る保険料）</b></p> <p>9－3－5 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする定期保険（一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、<u>傷害特約等の特約</u>が付されているものを含む。以下9－3－7までにおいて同じ。）に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（<u>傷害特約等の特約に係る保険料の額を除く。</u>）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) <u>死亡保険金</u>の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。</p> <p>(2) <u>死亡保険金</u>の受取人が<u>被保険者の遺族</u>である場合 その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い)</u></p> <p><u>9-3-5の2 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険（以下9-3-5の2において「定期保険等」という。）で最高解約返戻率が50%を超えるもの</u><u>に加入して、その保険料を支払った場合には、当期分支払保険料の額については、次表に定める区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。ただし、これらの保険のうち、最高解約返戻率が70%以下で、かつ、年換算保険料相当額（一の被保険者につき2以上の定期保険等に加入している場合にはそれぞれの年換算保険料相当額の合計額）が20万円以下の保険に係る保険料を支払った場合については、9-3-5の例によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該事業年度に次表の資産計上期間がある場合には、当期分支払保険料の額のうち、次表の資産計上額の欄に掲げる金額は資産に計上し、残額は損金の額に算入する。</u></p> <p><u>(注) 当該事業年度の中で次表の資産計上期間が終了する場合には、次表の資産計上額については、当期分支払保険料の額を当該事業年度の月数で除して当該事業年度に含まれる資産計上期間の月数（1月未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）を乗じて計算した金額により計算する。</u></p> <p><u>(2) 当該事業年度に次表の資産計上期間がない場合（当該事業年度に次表の取崩期間がある場合を除く。）には、当期分支払保険料の額は、損金の額に算入する。</u></p> <p><u>(3) 当該事業年度に次表の取崩期間がある場合には、当期分支払保険料の額（(1)により資産に計上することとなる金額を除く。）を損金の額に算入するとともに、(1)により資産に計上した金額の累積額を取崩期間（当該取崩期間</u></p>	<p>(新 設)</p>



改 正 後				改 正 前			
<p>に1月未満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。)の経過に応じて均等に取り崩した金額のうち、当該事業年度に対応する金額を損金の額に算入する。</p>							
区 分	資 産 計 上 期 間	資 産 計 上 額	取 崩 期 間				
最高解約 返 戻 率 50 % 超 70%以下	<u>保険期間の開始の日から、 当該保険期間の100分の40 相当期間を経過する日まで</u>	<u>当期分支払保険 料の額に100分 の40を乗じて計 算した金額</u>	<u>保 険 期 間 の 100分の75相 当期間経過後 から、保険期 間の終了の日 まで</u>				
最高解約 返 戻 率 70 % 超 85%以下		<u>当期分支払保険 料の額に100分 の60を乗じて計 算した金額</u>					
最高解約 返 戻 率 85 % 超	<u>保険期間の開始の日から、 最高解約返戻率となる期間 (当該期間経過後の各期間 において、その期間におけ る解約返戻金相当額からそ の直前の期間における解約 返戻金相当額を控除した金 額を年換算保険料相当額で 除した割合が100分の70を 超える期間がある場合に は、その超えることとなる 最も遅い期間)の終了の日 まで</u>	<u>当期分支払保険 料の額に最高解 約返戻率の100 分の70(保険期間 の開始の日から、 10年を経過する 日までは、100分 の90)を乗じて計 算した金額</u>	<u>解約返戻金相 当額が最も高 い金額となる 期間(最も高 い金額となる 期間が複数あ る場合にはそ の最も遅い期 間とし、資産 計上期間がこ の表の資産計 上期間の欄に 掲げる(注)に</u>				

改 正 後		改 正 前	
	<p>(注) <u>上記の資産計上期間が5年未満となる場合には、保険期間の開始の日から、5年を経過する日まで(保険期間が10年未満の場合には、保険期間の開始の日から、当該保険期間の100分の50相当期間を経過する日まで)とする。</u></p>		<p>該当する場合には、当該(注)による資産計上期間)経過後から、保険期間の終了の日まで</p>
<p>(注)1 「解約返戻率」、「最高解約返戻率」、「当期分支払保険料の額」、「年換算保険料相当額」及び「保険期間」とは、それぞれ次のものをいう。</p> <p>イ <u>解約返戻率とは、保険契約時において契約者に示された解約返戻金相当額について、それを受けることとなるまでの間に支払うこととなる保険料の額の合計額で除した割合をいう。</u></p> <p>ロ <u>最高解約返戻率とは、その保険の保険期間を通じて解約返戻率が最も高い割合となる期間におけるその割合をいう。</u></p> <p>ハ <u>当期分支払保険料の額とは、その支払った保険料の額のうち当該事業年度に対応する部分の金額をいう。</u></p> <p>ニ <u>年換算保険料相当額とは、その保険の保険料の総額を保険期間の年数で除した金額をいう。</u></p> <p>ホ <u>保険期間とは、保険契約に定められている契約日から満了日までをいい、当該保険期間の開始の日以後1年ごとに区分した各期間で構成されているものとして本文の取扱いを適用する。</u></p> <p>2 <u>保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日か</u></p>			

改 正 後	改 正 前
<p><u>ら被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。</u></p> <p>3 <u>一定期間分の保険料の額の前払いをした場合には、その全額を資産に計上し、資産に計上した金額のうち当該事業年度に対応する部分の金額について、本文の取扱いによることに留意する。</u></p> <p>4 <u>本文の取扱いは、保険契約時の契約内容に基づいて適用するのであるが、契約内容の変更があった場合の変更後の保険期間については、変更後の契約内容に基づいて本文の取扱いを適用する。</u></p> <p>5 <u>保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合であつて、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としているときには、本文の取扱いはなく、9-3-5の(2)の例により、その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与となる。</u></p> <p><b>(定期付養老保険等に係る保険料)</b></p> <p>9-3-6 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする<u>定期付養老保険等（養老保険に定期保険又は第三分野保険を付したものをいう。以下9-3-7までにおいて同じ。）</u>に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（<u>特約に係る保険料の額を除く。</u>）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 当該保険料の額が生命保険証券等において養老保険に係る保険料の額と<u>定期保険又は第三分野保険に係る保険料の額とに区分されている場合</u> それぞれの保険料の額について9-3-4、<u>9-3-5又は9-3-5の2</u>の例による。</p> <p>(2) (1)以外の場合 その保険料の額について9-3-4の例による。</p>	<p><b>(定期付養老保険に係る保険料)</b></p> <p>9-3-6 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする<u>定期付養老保険（養老保険に定期保険を付したものをいう。以下9-3-7までにおいて同じ。）</u>に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（<u>傷害特約等の特約に係る保険料の額を除く。</u>）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 当該保険料の額が生命保険証券等において養老保険に係る保険料の額と<u>定期保険に係る保険料の額とに区分されている場合</u> それぞれの保険料の額について9-3-4 <u>又は9-3-5の例による。</u></p> <p>(2) (1)以外の場合 その保険料の額について9-3-4の例による。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特約に係る保険料)</p> <p>9-3-6の2 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする<u>特約を付した養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等</u>に加入し、当該特約に係る保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額については、当該特約の内容に応じ、<u>9-3-4、9-3-5又は9-3-5の2の例による。</u></p> <p>(保険契約の転換をした場合)</p> <p>9-3-7 法人がいわゆる契約転換制度によりその加入している<u>養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等</u>を他の養老保険、定期保険、<u>第三分野保険又は定期付養老保険等</u>（以下9-3-7において「<u>転換後契約</u>」という。）に転換した場合には、資産に計上している保険料の額（以下9-3-7において「<u>資産計上額</u>」という。）のうち、転換後契約の責任準備金に充当される部分の金額（以下9-3-7において「<u>充当額</u>」という。）を超える部分の金額をその転換をした日の属する事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、資産計上額のうち充当額に相当する部分の金額については、その転換のあった日に保険料の一時払いをしたものとして、転換後契約の内容に応じて9-3-4から<u>9-3-6の2</u>までの例による。</p> <p>(払済保険へ変更した場合)</p> <p>9-3-7の2 法人が既に加入している生命保険をいわゆる払済保険に変更</p>	<p>(<u>傷害特約等</u>に係る保険料)</p> <p>9-3-6の2 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする<u>傷害特約等の特約を付した養老保険、定期保険又は定期付養老保険</u>に加入し、当該特約に係る保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額は、<u>期間の経過に応じて損金の額に算入することができる。</u> <u>ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを傷害特約等に係る給付金の受取人としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</u></p> <p>(保険契約の転換をした場合)</p> <p>9-3-7 法人がいわゆる契約転換制度によりその加入している養老保険又は<u>定期付養老保険</u>を他の養老保険、定期保険又は<u>定期付養老保険</u>（以下9-3-7において「<u>転換後契約</u>」という。）に転換した場合には、資産に計上している保険料の額（以下9-3-7において「<u>資産計上額</u>」という。）のうち、転換後契約の責任準備金に充当される部分の金額（以下9-3-7において「<u>充当額</u>」という。）を超える部分の金額をその転換をした日の属する事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、資産計上額のうち充当額に相当する部分の金額については、その転換のあった日に保険料の一時払いをしたものとして、転換後契約の内容に応じて9-3-4から<u>9-3-6</u>までの例による。</p> <p>(払済保険へ変更した場合)</p> <p>9-3-7の2 法人が既に加入している生命保険をいわゆる払済保険に変更</p>

改 正 後	改 正 前
<p>した場合には、原則として、その変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産に計上している保険料の額(以下9-3-7の2において「資産計上額」という。)との差額を、その変更した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、既に参加している生命保険の保険料の全額(特約に係る保険料の額を除く。)が役員又は使用人に対する給与となる場合は、この限りでない。</p> <p>(注)1 養老保険、終身保険、定期保険、第三分野保険及び年金保険(特約が付加されていないものに限る。)から同種類の払済保険に変更した場合に、本文の取扱いを適用せずに、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める。</p> <p>2 本文の解約返戻金相当額については、その払済保険へ変更した時点において当該変更後の保険と同一内容の保険に参加して保険期間の全部の保険料を一時払いしたものとして、9-3-4から9-3-6までの例により処理するものとする。</p> <p>3 払済保険が復旧された場合には、払済保険に変更した時点で益金の額又は損金の額に算入した金額を復旧した日の属する事業年度の損金の額又は益金の額に、また、払済保険に変更した後に損金の額に算入した金額は復旧した日の属する事業年度の益金の額に算入する。</p>	<p>した場合には、原則として、その変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産に計上している保険料の額(以下9-3-7の2において「資産計上額」という。)との差額を、その変更した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、既に参加している生命保険の保険料の全額(傷害特約等に係る保険料の額を除く。)が役員又は使用人に対する給与となる場合は、この限りでない。</p> <p>(注)1 養老保険、終身保険及び年金保険(定期保険特約が付加されていないものに限る。)から同種類の払済保険に変更した場合に、本文の取扱いを適用せずに、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める。</p> <p>2 本文の解約返戻金相当額については、その払済保険へ変更した時点において当該変更後の保険と同一内容の保険に参加して保険期間の全部の保険料を一時払いしたものとして、9-3-4から9-3-6までの例により処理するものとする。</p> <p>3 払済保険が復旧された場合には、払済保険に変更した時点で益金の額又は損金の額に算入した金額を復旧した日の属する事業年度の損金の額又は益金の額に、また、払済保険に変更した後に損金の額に算入した金額は復旧した日の属する事業年度の益金の額に算入する。</p>

## 二 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは平成31年●月●日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料について適用し、同日前の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料については、この法令解釈通達による改正前の取扱い並びにこの法令解釈通達による廃止前の昭和54年6月8日付直審4—18「法人契約の新成人病保険の保険料の取扱いについて」、昭和62年6月16日付直法2—2「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」、平成元年12月16日付直審4—52「法人又は個人事業者が支払う介護費用保険の保険料の取扱いについて」、平成13年8月10日付課審4—100「法人契約の「がん保険（終身保障タイプ）・医療保険（終身保障タイプ）」の保険料の取扱いについて（法令解釈通達）」及び平成24年4月27日付課法2—5ほか1課共同「法人が支払う「がん保険」（終身保障タイプ）の保険料の取扱いについて（法令解釈通達）」の取扱いの例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>

## 第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

### 一 保険料等

改 正 後	改 正 前
<p>(養老保険に係る保険料)</p> <p>8-3-4 連結法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする養老保険（被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、<u>特約が付されているもの</u>を含むが、8-3-6に定める<u>定期付養老保険等</u>を含まない。以下<u>8-3-9</u>までにおいて同じ。）に加入してその保険料（令第135条《確定給付企業年金等の掛金等の損金算入》の規定の適用があるものを除く。以下8-3-4において同じ。）を支払った場合には、その支払った保険料の額（<u>特約に係る保険料の額</u>を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 死亡保険金（被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。以下<u>8-3-4</u>において同じ。）及び生存保険金（被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。以下8-3-4において同じ。）の受取人が当該連結法人である場合 その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時までは資産に計上するものとする。</p> <p>(2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p> <p>(3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該連結法人である場合 その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入す</p>	<p>(養老保険に係る保険料)</p> <p>8-3-4 連結法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする養老保険（被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、<u>傷害特約等の特約が付されているもの</u>を含むが、8-3-6に定める<u>定期付養老保険</u>を含まない。以下8-3-8までにおいて同じ。）に加入してその保険料（令第135条《確定給付企業年金等の掛金等の損金算入》の規定の適用があるものを除く。以下8-3-4において同じ。）を支払った場合には、その支払った保険料の額（<u>傷害特約等の特約に係る保険料の額</u>を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 死亡保険金（被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。以下<u>8-3-5</u>までにおいて同じ。）及び生存保険金（被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。以下8-3-4において同じ。）の受取人が当該連結法人である場合 その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時までは資産に計上するものとする。</p> <p>(2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p> <p>(3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該連結法人である場合 その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p> <p>(定期保険及び第三分野保険に係る保険料)</p> <p>8-3-5 連結法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする定期保険(一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、特約が付されているものを含む。以下8-3-9までにおいて同じ。)又は第三分野保険(保険業法第3条第4項第2号(免許)に掲げる保険(これに類するものを含む。)をいい、特約が付されているものを含む。以下8-3-9までにおいて同じ。)に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額(特約に係る保険料の額を除く。以下8-3-5の2までにおいて同じ。)については、8-3-5の2(定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い)の適用を受けるものを除き、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 保険金又は給付金の受取人が当該連結法人である場合 その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。</p> <p>(2) 保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p>	<p>金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p> <p>(定期保険に係る保険料)</p> <p>8-3-5 連結法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする定期保険(一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、<u>傷害特約等の特約</u>が付されているものを含む。以下8-3-8までにおいて同じ。)に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額(<u>傷害特約等の特約</u>に係る保険料の額を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) <u>死亡保険金</u>の受取人が当該連結法人である場合 その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。</p> <p>(2) <u>死亡保険金</u>の受取人が<u>被保険者の遺族</u>である場合 その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p>



改 正 後	改 正 前
<p><u>(定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い)</u></p> <p><u>8-3-5の2 連結法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険（以下8-3-5の2において「定期保険等」という。）で最高解約返戻率が50%を超えるもの</u><u>に加入して、その保険料を支払った場合には、当期分支払保険料の額については、次表に定める区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。ただし、これらの保険のうち、最高解約返戻率が70%以下で、かつ、年換算保険料相当額（一の被保険者につき2以上の定期保険等に加入している場合にはそれぞれの年換算保険料相当額の合計額）が20万円以下の保険に係る保険料を支払った場合については、8-3-5の例によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該連結事業年度に次表の資産計上期間がある場合には、当期分支払保険料の額のうち、次表の資産計上額の欄に掲げる金額は資産に計上し、残額は損金の額に算入する。</u></p> <p><u>(注) 当該連結事業年度の途中で次表の資産計上期間が終了する場合には、次表の資産計上額については、当期分支払保険料の額を当該連結事業年度の月数で除して当該連結事業年度に含まれる資産計上期間の月数（1月未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）を乗じて計算した金額により計算する。</u></p> <p><u>(2) 当該連結事業年度に次表の資産計上期間がない場合（当該連結事業年度に次表の取崩期間がある場合を除く。）には、当期分支払保険料の額は、損金の額に算入する。</u></p> <p><u>(3) 当該連結事業年度に次表の取崩期間がある場合には、当期分支払保険料の額（(1)により資産に計上することとなる金額を除く。）を損金の額に算入するとともに、(1)により資産に計上した金額の累積額を取崩期間（当該取崩期間に1月未満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。）の経過に応</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後				改 正 前			
<p>じて均等に取り崩した金額のうち、当該連結事業年度に対応する金額を損金の額に算入する。</p>							
区 分	資産計上期間	資 産 計 上 額	取 崩 期 間				
最高解約 返 戻 率 50 % 超 70 % 以下	<u>保険期間の開始の日から、 当該保険期間の 100 分の 40 相当期間を経過する日まで</u>	<u>当期分支払保険 料の額に 100 分 の 40 を乗じて計 算した金額</u>	<u>保 険 期 間 の 100 分の 75 相 当期間経過後 から、保険期 間の終了の日 まで</u>				
最高解約 返 戻 率 70 % 超 85 % 以下		<u>当期分支払保険 料の額に 100 分 の 60 を乗じて計 算した金額</u>					
最高解約 返 戻 率 85 % 超	<u>保険期間の開始の日から、 最高解約返戻率となる期間 (当該期間経過後の各期間 において、その期間におけ る解約返戻金相当額からそ の直前の期間における解約 返戻金相当額を控除した金 額を年換算保険料相当額で 除した割合が 100 分の 70 を 超える期間がある場合に は、その超えることとなる 最も遅い期間) の終了の日 まで</u> <u>(注) 上記の資産計上期間が</u>	<u>当期分支払保険 料の額に最高解 約返戻率の 100 分の 70(保険期間 の開始の日から、 10 年を経過する 日までは、100 分 の 90) を乗じて計 算した金額</u>	<u>解約返戻金相 当額が最も高 い金額となる 期間 (最も高 い金額となる 期間が複数あ る場合にはそ の最も遅い期 間とし、資産 計上期間がこ の表の資産計 上期間の欄に 掲げる (注) に 該当する場合</u>				

改 正 後		改 正 前	
	<p>5年未満となる場合には、<u>保険期間の開始の日から、5年を経過する日まで（保険期間が10年未満の場合には、保険期間の開始の日から、当該保険期間の100分の50相当期間を経過する日まで）とする。</u></p>		<p>には、当該 (注)による資 産計上期間) 経過後から、 保険期間の終 了の日まで</p>
<p>(注)1 「解約返戻率」、「最高解約返戻率」、「当期分支払保険料の額」、「年換算保険料相当額」及び「保険期間」とは、それぞれ次のものをいう。</p> <p>イ <u>解約返戻率とは、保険契約時において契約者に示された解約返戻金相当額について、それを受けることとなるまでの間に支払うこととなる保険料の額の合計額で除した割合をいう。</u></p> <p>ロ <u>最高解約返戻率とは、その保険の保険期間を通じて解約返戻率が最も高い割合となる期間におけるその割合をいう。</u></p> <p>ハ <u>当期分支払保険料の額とは、その支払った保険料の額のうち当該連結事業年度に対応する部分の金額をいう。</u></p> <p>ニ <u>年換算保険料相当額とは、その保険の保険料の総額を保険期間の年数で除した金額をいう。</u></p> <p>ホ <u>保険期間とは、保険契約に定められている契約日から満了日までをいい、当該保険期間の開始の日以後1年ごとに区分した各期間で構成されているものとして本文の取扱いを適用する。</u></p> <p>2 <u>保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。</u></p>			

改 正 後	改 正 前
<p><u>3 一定期間分の保険料の額の前払いをした場合には、その全額を資産に計上し、資産に計上した金額のうち当該連結事業年度に対応する部分の金額について、本文の取扱いによることに留意する。</u></p> <p><u>4 本文の取扱いは、保険契約時の契約内容に基づいて適用するのであるが、契約内容の変更があった場合の変更後の保険期間については、変更後の契約内容に基づいて本文の取扱いを適用する。</u></p> <p><u>5 保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合であつて、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としているときには、本文の取扱いはなく、8-3-5の(2)の例により、その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与となる。</u></p> <p><b>(定期付養老保険等に係る保険料)</b></p> <p>8-3-6 連結法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする<u>定期付養老保険等</u>（養老保険に定期保険又は第三分野保険を付したものをいう。以下8-3-8までにおいて同じ。）に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（<u>特約</u>に係る保険料の額を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 当該保険料の額が生命保険証券等において養老保険に係る保険料の額と定期保険又は<u>第三分野保険</u>に係る保険料の額とに区分されている場合 それぞれの保険料の額について8-3-4、<u>8-3-5又は8-3-5の2</u>の例による。</p> <p>(2) (1)以外の場合 その保険料の額について8-3-4の例による。</p>	<p><b>(定期付養老保険に係る保険料)</b></p> <p>8-3-6 連結法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする<u>定期付養老保険</u>（養老保険に定期保険を付したものをいう。以下8-3-8までにおいて同じ。）に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（<u>傷害特約等の特約</u>に係る保険料の額を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 当該保険料の額が生命保険証券等において養老保険に係る保険料の額と定期保険に係る保険料の額とに区分されている場合 それぞれの保険料の額について8-3-4 <u>又は8-3-5</u>の例による。</p> <p>(2) (1)以外の場合 その保険料の額について8-3-4の例による。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特約に係る保険料)</p> <p>8-3-7 連結法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする<u>特約</u>を付した<u>養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等</u>に加入し、当該特約に係る保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額については、当該特約の内容に応じ、<u>8-3-4、8-3-5又は8-3-5の2の例</u>による。</p> <p>(保険契約の転換をした場合)</p> <p>8-3-8 連結法人がいわゆる契約転換制度によりその加入している<u>養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等</u>を他の<u>養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等</u>（以下8-3-8において「<u>転換後契約</u>」という。）に転換した場合には、資産に計上している保険料の額（以下8-3-8において「<u>資産計上額</u>」という。）のうち、転換後契約の責任準備金に充当される部分の金額（以下8-3-8において「<u>充当額</u>」という。）を超える部分の金額をその転換をした日の属する連結事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、資産計上額のうち充当額に相当する部分の金額については、その転換のあった日に保険料の一時払いをしたものとして、転換後契約の内容に応じて8-3-4から<u>8-3-7</u>までの例による。</p> <p>(払済保険へ変更した場合)</p> <p>8-3-9 連結法人が既に加入している生命保険をいわゆる払済保険に変更した場合には、原則として、その変更時における解約返戻金相当額と</p>	<p>(<u>傷害特約等</u>に係る保険料)</p> <p>8-3-7 連結法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする<u>傷害特約等の特約</u>を付した<u>養老保険、定期保険又は定期付養老保険</u>に加入し、当該特約に係る保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額は、<u>期間の経過に応じて損金の額に算入することができる。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを傷害特約等に係る給付金の受取人としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</u></p> <p>(保険契約の転換をした場合)</p> <p>8-3-8 連結法人がいわゆる契約転換制度によりその加入している<u>養老保険又は定期付養老保険</u>を他の<u>養老保険、定期保険又は定期付養老保険</u>（以下8-3-8において「<u>転換後契約</u>」という。）に転換した場合には、資産に計上している保険料の額（以下8-3-8において「<u>資産計上額</u>」という。）のうち、転換後契約の責任準備金に充当される部分の金額（以下8-3-8において「<u>充当額</u>」という。）を超える部分の金額をその転換をした日の属する連結事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、資産計上額のうち充当額に相当する部分の金額については、その転換のあった日に保険料の一時払いをしたものとして、転換後契約の内容に応じて8-3-4から<u>8-3-6</u>までの例による。</p> <p>(払済保険へ変更した場合)</p> <p>8-3-9 連結法人が既に加入している生命保険をいわゆる払済保険に変更した場合には、原則として、その変更時における解約返戻金相当額と</p>

改 正 後	改 正 前
<p>その保険契約により資産に計上している保険料の額(以下8-3-9において「資産計上額」という。)との差額を、その変更した日の属する連結事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、既に加入している生命保険の保険料の全額(特約に係る保険料の額を除く。)が役員又は使用人に対する給与となる場合は、この限りでない。</p> <p>(注)1 <u>養老保険、終身保険、定期保険、第三分野保険及び年金保険(特約が付加されていないものに限る。)</u>から同種類の払済保険に変更した場合に、本文の取扱いを適用せずに、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める。</p> <p>2 本文の解約返戻金相当額については、その払済保険へ変更した時点において当該変更後の保険と同一内容の保険に加入して保険期間の全部の保険料を一時払いしたものとして、8-3-4から8-3-6までの例により処理するものとする。</p> <p>3 払済保険が復旧された場合には、払済保険に変更した時点で益金の額又は損金の額に算入した金額を復旧した日の属する連結事業年度の損金の額又は益金の額に、また、払済保険に変更した後に損金の額に算入した金額は復旧した日の属する連結事業年度の益金の額に算入する。</p>	<p>その保険契約により資産に計上している保険料の額(以下8-3-9において「資産計上額」という。)との差額を、その変更した日の属する連結事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、既に加入している生命保険の保険料の全額(<u>傷害特約等</u>に係る保険料の額を除く。)が役員又は使用人に対する給与となる場合は、この限りでない。</p> <p>(注)1 養老保険、終身保険及び年金保険(<u>定期保険特約</u>が付加されていないものに限る。)から同種類の払済保険に変更した場合に、本文の取扱いを適用せずに、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める。</p> <p>2 本文の解約返戻金相当額については、その払済保険へ変更した時点において当該変更後の保険と同一内容の保険に加入して保険期間の全部の保険料を一時払いしたものとして、8-3-4から8-3-6までの例により処理するものとする。</p> <p>3 払済保険が復旧された場合には、払済保険に変更した時点で益金の額又は損金の額に算入した金額を復旧した日の属する連結事業年度の損金の額又は益金の額に、また、払済保険に変更した後に損金の額に算入した金額は復旧した日の属する連結事業年度の益金の額に算入する。</p>

## 二 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは●●元年●月●日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料について適用し、同日前の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料については、この法令解釈通達による改正前の取扱い並びにこの法令解釈通達による廃止前の昭和 54 年 6 月 8 日付直審 4—18「法人契約の新成人病保険の保険料の取扱いについて」、昭和 62 年 6 月 16 日付直法 2—2「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」、平成元年 12 月 16 日付直審 4—52「法人又は個人事業者が支払う介護費用保険の保険料の取扱いについて」、平成 13 年 8 月 10 日付課審 4—100「法人契約の「がん保険（終身保障タイプ）・医療保険（終身保障タイプ）」の保険料の取扱いについて（法令解釈通達）」及び平成 24 年 4 月 27 日付課法 2—5ほか1 課共同「法人が支払う「がん保険」（終身保障タイプ）の保険料の取扱いについて（法令解釈通達）」の取扱いの例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>